

2024年11月15日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 吉田 憲一郎
(コード番号 6758 東証 プライム)
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ
(TEL:03-6748-2111(代表))

譲渡制限付株式ユニット (RSU) の権利確定に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022年度より譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しておりますが、本日、過去に付与したRSUの一部の権利確定に伴い、取締役会決議による委任に基づき、当社代表執行役が自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定しましたので、お知らせします。

1. 自己株式処分の概要

① 金銭債権の現物出資により行われる本自己株式処分

(1) 払 込 期 日	2024年12月2日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,744,610株
(3) 処分価額	1株につき2,878円
(4) 処分価額の総額	7,898,987,580円
(5) 割 当 予 定 先	当社の従業員 184名 129,110株 当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に定める子会社及び同条第5項に定める関連会社をいう（以下同じ。）。）の取締役及びその他の役員 22名 196,910株 当社の関係会社の従業員 1,659名 2,418,590株
(6) そ の 他	本自己株式処分は、2024年11月8日に提出済で、同年11月16日に効力が発生する予定の発行登録書に基づいて行うものであり、当該発行登録書の効力発生後速やかに発行登録追補書類を提出いたします。

② 金銭の払込みにより行われる本自己株式処分

(1) 払 込 期 間	2024年12月2日から2024年12月16日まで
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 165株
(3) 処分価額	1株につき2,878円
(4) 処分価額の総額	474,870円
(5) 割 当 予 定 先	当社の関係会社の従業員 1名 165株
(6) そ の 他	本自己株式処分は、2024年11月8日に提出済で、同年11月16日に効力が発生する予定の発行登録書に基づいて行うものであり、当該発行登録書の効力発生後速やかに発行登録追補書類を提出いたします。

	<p>当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。</p>	
--	---	--

④当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU交付株式数の当社普通株式を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、RSU交付株式数の当社普通株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、当社普通株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社普通株式の交付に代えることができるものとします。

⑤RSUの消滅事由

権利確定日までに、(i)対象者がRSUを放棄した場合、(ii)対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、(iii)対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iv)対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、(v)その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定のRSUの全部が消滅します。

⑥組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

本自己株式処分は、第2回RSU及び第6回RSUの一部が2024年12月2日に権利確定することに伴い、取締役会決議による委任に基づき、2024年11月15日付の当社代表執行役の決定により行うものです。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分のうち上記1①に定めるものは、本制度に基づき、当社グループ会社が対象者へ支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の取締役、

その他の役員及び従業員に対する債務について併存的債務引受けをします。)を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。

本自己株式処分のうち上記1②に定めるものは、本制度に基づき、当社の関係会社が対象者へ支給する金銭を、当該対象者をして、当社に払い込ませることにより行われるものです。

本自己株式処分の処分価額は、2024年11月14日(本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の前営業日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である2,878円としています。これは、本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上